

▼現計画より変更 赤字

第2期燕市子ども・子育て支援事業計画	
第1章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の期間
4	計画の策定体制
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	
1	人口・世帯の動向
2	地域の産業・就業構造の動向
3	教育・保育サービス等の状況
4	第1期燕市子ども・子育て支援事業計画の評価
5	ニーズ調査結果の概要抜粋
6	燕市の子ども・子育て支援の課題
第3章 計画の基本的な考え方	
1	基本理念
2	基本目標
3	計画の体系
第4章 施策の方向性	
基本目標1 育てることと働くことの両立支援のために	
1	保育サービスの充実
2	子育てしやすい雇用環境の整備
3	男女共同参画による子育ての推進
基本目標2 地域とともに安心して子育てするために	
1	地域における子育て支援サービスの充実
2	子育て支援の情報提供・相談体制の充実
3	児童と地域との交流の推進
4	経済的な子育て支援
5	親子で遊び学べる場の提供
基本目標3 健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長のために	
1	親子の健康づくりの支援
2	医療費支援等の充実
3	食育等の推進
基本目標4 子どもの学ぶ力と生きる力を育むために	
1	教育環境等の整備と質の向上
2	家庭や地域の教育力の向上
3	特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援
4	子どもの貧困に関する取り組み
基本目標5 子育て家庭の安心のために	
1	児童虐待防止策の充実
2	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
3	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
第5章 子育て支援事業の実施計画	
1	教育・保育提供区域の設定
2	量の見込みの考え方
3	幼児期の教育・保育
4	地域子ども・子育て支援事業
5	教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保
第6章 計画の推進にあたって	
1	計画の推進体制
2	計画の進行管理
資料編	

燕市子ども計画		備考
第1章 計画の策定にあたって		
1	計画策定の背景と趣旨	●子ども大綱の決定と、含まれる「子供の貧困対策に関する大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「少子化社会対策大綱」についても、趣旨や位置づけを掲載します。
2	計画の位置づけ（“こども”の年齢対象）	●「こども」の対象となる定義を掲載します。 こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。
3	計画の期間	
4	計画の策定体制	
第2章 子どもと家庭、若者を取り巻く現状		●若者を加える必要があります。
1	人口・世帯の動向	
2	地域の産業・就業構造の動向	
3	教育・保育サービス等の状況	
4	第2期燕市子ども・子育て支援事業計画の評価	●第2期計画の評価を掲載します。
5	アンケート調査結果	●保育等ニーズ調査に加えて、若者調査、貧困調査の結果を掲載します。
6	燕市の子どもと家庭、若者を取り巻く課題	●子育て支援の課題から家庭、若者を取り巻く課題に変わります。
第3章 計画の基本的な考え方		●計画の変更にあわせて、基本理念「輝く未来へ!! 笑顔あふれる子育てのまち つばめ」の変更を検討する必要があると考えています。 これまでは「子育て支援事業」に関する計画（子育て当事者である保護者の視点） これからは「こどもの権利が尊重される社会」を目指す計画（こどもの視点が重要）
1	基本理念	
2	基本目標	
3	計画の体系	
第4章 施策の方向性		●「自治体こども計画策定のためのガイドライン」にて、『「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示』と記載されています。このため、現行の体系図を活かして、【誕生前～乳幼児期】【学童・思春期】【青年期】のアイコン等で明記することを検討しています。
基本目標1 育てることと働くことの両立支援のために		
1	保育サービスの充実	
2	子育てしやすい雇用環境の整備	
3	男女共同参画による子育ての推進	
基本目標2 地域とともに安心して子育てするために		
1	地域における子育て支援サービスの充実	
2	子育て支援の情報提供・相談体制の充実	
3	児童と地域との交流の推進	
4	経済的な子育て支援	
5	親子で遊び学べる場の提供	
6	こどもの居場所づくり	●基本目標6「子ども・若者にやさしいまちづくり」へ変更も検討します。 ★こども大綱より「こどもの居場所」の追記が必要になります。
基本目標3 健康で豊かな心に満ちあふれた子ども・若者の成長のために		
1	親子の健康づくりの支援	
2	医療費支援等の充実	
3	食育等の推進	
基本目標4 子ども・若者の学ぶ力と生きる力を育むために		★こども大綱より「主権者教育・いじめ・不登校・校則・中退予防等」の追記を検討します。（別途、施策の方向性を立てるか。） 主権者教育：選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育
1	教育環境等の整備と質の向上	
2	家庭や地域の教育力の向上	
基本目標5 支援が必要な子ども・若者・家庭のために		●現行基本目標4の施策3と4に児童虐待防止を併せて、新規基本目標5とします。
1	特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援	★こども大綱より「社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援」の追記を検討します。
2	子どもの貧困に関する取り組み【子どもの貧困対策計画】	●子どもの貧困対策計画をここで位置づけます。
3	児童虐待防止策の充実	
基本目標6 子ども・若者にやさしいまちづくりのために		●インフラ要素を集約したイメージです。
1	子ども・若者の交通安全を確保するための活動の推進	
2	自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組の推進	★こども大綱より「自殺対策、犯罪から守る」の追記を検討します。
3	権利を守り、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり	●こども大綱より「こども施策を推進するために必要な事項」として記載されているため、「意見反映」追記します。具体的な取組を検討します。 ★こども大綱より「権利」の追記を検討します。
基本目標7 若い世代の自立のために【子ども・若者計画】		現行体系になし→新規基本目標？
今後要検討 「子ども・若者計画」を新たな基本目標に位置付けるとなると、目標実現のための施策を探す必要がある。該当する既存施策がなければ、新規施策を立てることになり、所管課の協力が必要となる。		●子ども・若者計画を、基本目標で位置づける案です。該当する具体的事業を見つけて整理する必要があります。該当事業が少ないようであれば、「施策」として立てることとなります。（この場合、基本目標4に該当） ●事業イメージ：若者の自立支援（ひきこもり、生活困窮支援など）、社会参画支援（就労支援など）、困難を有することも若者への支援（不登校、いじめ防止、外国にルーツをもつこどもへの支援など）、非行・犯罪に関わる支援、心身の安定安心に関わる支援（虐待防止、自殺防止など）こどもの学習支援、経済的自立支援、地域全体でこども若者を支援する体制の検討 など
第5章 子育て支援事業の実施計画		
1	教育・保育提供区域の設定	
2	量の見込みの考え方	
3	幼児期の教育・保育	
4	地域子ども・子育て支援事業	
5	教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	
第6章 計画の推進にあたって		
1	計画の推進体制	
2	計画の進行管理	
資料編		